

議会議案第25号

市長専決処分事項指定の件の一部を改正する件について

市長専決処分事項指定の件の一部を改正する件を次のように定める。

平成28年12月 7 日提出

提出者 鎌倉市議会議会運営委員長

上 畠 寛 弘

(提出理由)

鎌倉市が有する金銭債権の迅速な債権回収を図るため、訴訟の提起、和解、調停に関する市長の専決処分事項の追加等を行うものである。

市長専決処分事項指定の件の一部を改正する件について

市長専決処分事項指定の件（昭和 44 年 6 月 7 日市会議決）の一部を次のように改正する。

指定事項を次のように改める。

- 1 交通事故又は道路管理に起因する事故により、市の義務に属する損害賠償のうち、治療費及び治療に関連する諸経費並びに 100 万円以下の損害賠償の額を定めること。
- 2 金銭債権に係る 140 万円以下の訴えの提起、和解又は調停に関すること。